

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和3年6月18日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、午前中の会議に引き続き、大変お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、鳥羽市議会基本条例の改正検討についてを議題といたします。

事務局に説明をいたさせます。

事務局。

○木田次長兼議事総務係長 事務局、木田です。よろしく申し上げます。

それでは、皆さんのお手元に、先ほども確認させていただきましたが、事項書のほかに4枚ほど資料を配らせていただいております。それで、事項書のほうには、申し訳ございません、「鳥羽市議会基本条例について他」というふうな形で、非常に大ざっぱな書き方で申し訳ございませんでした。今日は、鳥羽市議会基本条例についてと、あと2件、資料の2ページ目のスケジュール(案)というところにもありますように、ほかに議員定数のことと政務活動費のことについて、お話をさせていただきたいと思います。順番に一つずつ説明をさせていただきます。

それで、まず鳥羽市議会基本条例の改正検討についてなんです。去年度最後のほう、一番最後の3月31日の議会改革推進特別委員会のほうでもお話があったとおり、3つの班に分けて、基本条例の改正、中身の検討をしていこうというお話になりまして、その時点で、3つの班で7条ずつお話、検討するという案と、全てを、それぞれの班全て、21条ある全てを見て、それぞれ検討していただいて、その後持ち寄って話し合いをするというふうなことでご意見がありまして、新しい体制になってから、またそのことについては決めましょうということで最後終わっておりましたので、そこについては、この後、7条ずつか、それとも全部、3班とも全条を見てやるのかということは、ちょっと委員さんのほうで決めていただければと思っております。

それで、まず班分けのほうですが、お配りした1枚目の鳥羽市議会基本条例改正検討班名簿(案)ということで、1班、2班、3班というふうに分けさせていただいております。こちら、委員長、副委員長、あと議長、副議長と相談をさせていただいて、案として作らせていただきました。ちなみに、議長はこの中には入っておりませんので、13名でという形になっております。

それと、先にまず、これがオーケーかどうか確認させていただきますかね。よろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局のほうから一つの説明は終わったわけなんですけれども、鳥羽市議会基本条例改正検討班名簿ということで、皆様のお手元には案としての、1班、2班、3班のペーパーが置かれていると思いますが、まずこのことについてご意見がございましたら、どうぞ言っていただきたいと思います。どうでしょうか。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、この名簿についての異議はないということですので、皆様の了解をいただいたということで進めさせていただきます。

それでは、木田次長、お願いします。

○木田次長兼議事総務係長 先ほどもお話しさせていただいたように、班分けが決まりましたので、それぞれの班で7条ずつやるのか、全て21条網羅して検討するのか、このところの部分についても、ちょっとお決めいただけるかと思っておりますので、お話をさせていただけないかと思っております。

委員長、ちょっと諮っていただけないでしょうか、その部分を。

○坂倉広子委員長 それでは、ここで皆様のご意見をいただきたいと思いますが、ご意見はございませんか。ご意見ございませんか。

(「基本条例のこと」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、副議長。

○河村 孝委員 私からで、あれなんですけれども、まず今日の話をごどこまで進めるのかという線引きをしたほうがいいのかと思って、今日ある程度のところまで話をするのか、その辺の、今日のスケジュールと今後のスケジュールの確認をしていただいて皆さんの同意を得るのが、一番最初やるのがいいんじゃないのかなと思うんですけれども、内容の議論に入る前に。

僕の案としては、今日、皆さんにこの3班を認めていただいたんで、それぞれ、例えば班で班長を決めていただいて、9月末までとかに、それぞれの班の意見を取りまとめてもらうとか、そういったところのタイムスケジュールを本日決めていただくのが、一番先決ではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 それでは、副議長のほうからご意見を賜りましたので、今後のスケジュールということにつきまして、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

事務局。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。スケジュールのほうなんですけど、2枚目の紙を見ていただきたいと思っております。

2枚目の左のほうに、鳥羽市議会基本条例ということで、年度末までの進捗目標というのを掲げております。年度末に基本条例の改正、要は、来年令和4年4月1日施行のための基本条例の改正までもっていくようなスケジュールで行けないかなというふうに、まず最後を決めたいというふうに考えております。それに対して、先ほども河村委員のほうからお話をさせていただきましたように、今日決めていただいた各班で、基本条例の改正についてそれぞれ話し合いを持っていただいて、9月に各班から検証結果とか、そういうものの発表をしていただいて、全体で意見交換をするというふうなことで。

これは、あと10月から2月の間ということなんですけれども、出していただいた意見、9月に出していただいた意見を受けて、小委員会等で改正条例案の検討、12月に条例案の策定、最終チェックという、簡単に非常に書いてあるんですけれども、この間に、例えばパブリックコメントを実施するとか、そういう案も出てくるのかなと思っておりますので、その辺りもまた入れていくのであれば、ご意見いただいて入れていきたいという、そのように考えております。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局のほうから、今後のスケジュールについてご説明をいただきました。このことに関して、皆様、ご意見はございませんか。

各班長さんを、大体9月にはもう決定していただいて、そしてその中で小委員会という名簿になるわけです。

ので、そこからいろいろご意見を集約していくということではございますが、それでよろしいでしょうか。ご意見、よろしいでしょうか、それで。スケジュールとしまして、今後、今6月半ばを過ぎて、7月、8月、9月ということではございますが、よろしいですね。

はい、どうぞ。

○濱口正久委員 これ、9月までに基本的な部分というのは、もうある程度固めておくべきなのか。それとも、中間的に一旦出して、その後何回か練りながらやっていくという感じで捉えていいのかというのはあるんですけども、どっちなんですか。

○坂倉広子委員長 濱口正久委員のほうから確認がございましたが、事務局のほうから。

はい、どうぞ。

○木田次長兼議事総務係長 9月に、各班で練っていただいたものをまず持ち寄って、話し合いを持つ。そこである程度まとまれば、それこそ小委員会のほうで改正案をしっかりとつくっていくという方向に入れると思うんですけども、なかなかまとまらないということであれば、その後も何回か委員会を持つという、そういうことでもよいかと思います。その状況によってやればいいのかなど。

10月、11月で、12月と入っていますけれども、その後、1月、2月と空いていますので、極端な話を言いましたら、多少のずれ込みとか、そういうこともあっても対応できるかなというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 副議長。

○河村 孝委員 それと、この間ずっと私も基本条例、読んどったんですけども、まずこの僕のイメージは、まずこの班分けしたところで、もう一度みんな原点に戻って基本条例を読み直すというところから、まずスタートやと思うんですよ。それで、よその基本条例は、あるところはどういうふうになっとなるのかという調べる。さらに、この基本条例に附則してくる形で、付随してくる形で、委員会条例であったり会議規則であったり、そういうところもしっかり読み直して、もう一回ちょっとそここの見直しを、みんなできっちり点検したほうがいいのではないのかなと思うんです。結構時間がかかると、作業になるのかなと思うので、事務局提案の9月に、一度その辺の意見を取りまとめてもらうという方向でいいのかなと思うんです。

それで、その9月まで進んでいく中で、各班でどのような回数を重ねて話し合いをしていくのかというのは、それぞれが、もう各班で決めていただいたらいいのではないかなと。私の個人的なイメージは、そんななんなんですけれども、あとは皆さん、意見を出していただければなと思うんですけども。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

先ほど、河村副議長のほうからご意見をいただきました。まずは、基本条例の読み込み、そして他市との違いはどこにあるのかという少し時間のかかる作業を、皆様お一人お一人がしていただくという確認をということではございますが、それでよろしいでしょうか。

副委員長。

○山本哲也副委員長 まず、やっていこうとしとることを、皆さんで共有させてもらうことが大事なんかなというふうに思っています。取りあえずの第一目標として、この9月の各班の検証結果及び改正必要部分の発表・意見交換というところを目がけて、この3班体制で、それぞれの班で読み込んでいただいて、肉を落とし

なあかん部分、もしくは付け加えなあかん部分ですとか、そういったところを各班の案を持ち寄って、この9月に集まるという作業を行っていくということを今諮らせてもらっているので、スケジュールが9月でいいのかどうか、またその班体制でいいのかどうかとかという部分を、皆さんからご意見いただきながらやっていくことを、皆さんで意思統一をしていきたいなというところがございますので、どうかこう、忌憚のないご意見をいただきながら、皆で共通の目標を持って進めていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

基本条例と、もしよければ、皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、それでいいんじゃないかとか、いやいや、それはいかんとかというところを。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 せっかく3班に分けていただきましたんで、私、この条文を途中で切るというのは、ちょっとナンセンスかなと思っていて、前段部分で語られていることは、恐らくは基本の中の基本のきであって、各論というような部分が、段々こう、条文の後ろのほうに展開されている構成になっている以上、恐らくはこの基本条例というものを1個として、ちゃんと全ての班が把握をしないことには、どこを改正すべきとか、どこを引くべき、足すべき、何の判断もできないんじゃないのかと私は思うので、できれば3班の中で全部を対象に、この中から何条は改正が必要であるとか、この何かを足さなくてはいけないとかという判断の意見を、できるだけ精度を高めて意見を出していただいたほうが、議論は早く進むとは思いますが、恐らく最高規範性を持たせているということは、いわゆる憲法改正と同じ感覚になろうと思うので、そう簡単なことではないかなとも思うので、できるだけ、どこに着目をするんだよという論点整理の意味で9月を迎えられるように、全ての皆さんが勉強をもう一回し直すというような感じがいいと思うんですけども、いかがですかね。

○坂倉広子委員長 それでは、瀬崎委員のほうからご意見賜りました。このことについて、いかがでしょうか。

世古委員。

○世古安秀委員 基本的に、やっぱり瀬崎委員が言われたように、3班が全員やっぱりその条例自体を、現状とその条例と、どこにやっぱり食い違いができていくかということ、そういう認識をやっぱりちょっと持ちながら、どう違うかということ、これを各班でそれぞれ全部を議論しながら洗い出しをして、それをまた持ち寄って、どこをどうしたらいいかというところを、また再検討しながら、最終的に9月に各班が報告をするというふうな、そういう手順でやってもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。世古委員のほうからもいただいたように、各班で。

(「確認」の声あり)

○坂倉広子委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 これ、議会基本条例だけなんですか。それとも、委員会条例とかも付随してやっていくんでしょうか、ずっと。どこまでやるの。

(「委員会条例はね、改定したやつが」の声あり)

○濱口正久委員 一旦、ここの部分だけでええということですね。違うんですか。

○坂倉広子委員長 ちょっと、それでは、事務局のほうから説明いただきたいと思います。

木田次長、よろしくをお願いします。

○木田次長兼議事総務係長 先ほど、河村委員のほうからもお話があった中で出てきたと思いますが、議会基本条例の中に、ほかの条例規則と多々絡んできておる部分がたくさんありますので、結局そういうものも含めて、体系的に見て判断をしていくというふうな、そういう形になると思いますので。もちろん、基本条例のこの部分がというのであれば、それに応じて関わってくる規則であったり、そういうものも変更の対象になり得る話が出てくるかなという、そういうふうに考えております。

○坂倉広子委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

戸上委員。

○戸上 健委員 基本条例を作成してから、これ平成22年でしたから、11年間たつんですけれども、その間一遍も議員全員で検証して、見直してきたということはありません。ですから、この間、この10年間で、全国の議会基本条例の策定で、新しい論考や、それから視点、それも出とるはずなんです。議会事務局、やっかいですけれども、そういうものも調べてもらって、そしてこれを共通の認識として各班で議論してくださいということにならないと、各班のそれぞれのレベルで、もう任せますということになると、現状から全体の何と、共通認識というか共通分析というか、それを欠くように思います。そやもんで……そういうことです。

○坂倉広子委員長 木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 今の戸上委員のお話なんです、そのとおりだと思います。もちろん、22年にうちがつくって、その後新たにつくったところが、うちとか古いところを規範にしてつくっておるところも当然あると思うんですが、戸上委員が言われるように、新たな部分を付け加えてつくっておる部分もあると思いますので、うちが、事務局が全てをちょっとというのは難しいとは思いますが、できる限り、こういうものがあるというものを見つけて、皆さんと情報共有をしたいと思います。

あとそれと、今日の資料にはつけさせていただいてはおらんのですけれども、3年か4年前に、広島の上原市に視察に行かれたと思うんですが、上原市さんは基本条例をつくって、去年やったかおとしぐらい、割と最近に基本条例の改正をしております。そういう改正しておるという自治体も、ちょこちょこ出てきていますので、そういうところの情報も共有するように、情報を流させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○坂倉広子委員長 事務局のほうから説明いただきました。よろしいですか。ほかにご意見。

大変、事務局さんのほうにはご足労おかけすると思いますが、新しいところがあるところと、このどこに違いがあるのかということも、やはり深く調査して、そして委員の中からのご意見を賜るという方向で進めていきたいということでございますので、これでよろしいでしょうか。

副委員長。

○山本哲也副委員長 もちろん、事務局が調べていただくんはありがたいんですけれども、委員のほうからも、そういう情報を持っとれば、どんどん事務局のほうに提供していただいて、事務局に甘えることなく調べることも大事かとは思いますが、そうやって情報提供を常々しながら、3班同じ情報を持ってやっていくというのはいいかなと思うんで、任せっきりにしないほうがいいかなとは思いますが、その辺もお願いしたい

と思います。

○坂倉広子委員長 委員のほうも、しっかり調査研究をして臨むということになるということになりますので、活発なご意見をいただきたい、このように思います。

よろしいですか。ご意見、まだ……

副議長。

○河村 孝委員 あと、確認なんですけれども、委員長と副委員長に。これもう、班分けしてもらって、1の欄に南川さん、正久君、伸一君、もう3人、上にこれ書いてもらって、これもう班長ということで。あ、違うんですか。いや、もうそういう、委員長、副委員長のそういう含みもあって、こういうふうに書いていただいたのかなと思ったんで、せっかく名前が上に来ていただいているんなら、班長していただいたらどうかと思うんですけれども。

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也副委員長 すみません、補足させていただきます。ありがたいご指摘やとは思ってますけれども。

これ、見ていて分かるとおおり、議席番号順で振らせていただきましたんで、各班で決めていただければいいかなと思います。

(「確かに、いい案やと思います」の声あり)

○坂倉広子委員長 ご意見賜りました、ありがとうございます。

ということですので、各班で決めていただくということでもよろしいでしょうか。

(「それやったら、ちょっと意見言わせてほしい」の声あり)

○坂倉広子委員長 そうでございますか。南川委員、マイクどうぞ。

○南川則之委員 これ、鳥羽市の基本条例の改正という重要な案件ですので、十分前にも議論があったと思います。この22年に改正したときに携わったような人も含めて、しっかりと見直さないかんといいところがありますので、河村委員からいろいろありましたけれども、なるべくそういった精通した人を各班長に立てて、しっかりと見直すというのが、やっぱり必要やないかと思っておりますので、その辺をまた、よろしくお願いします。

(「終わってから集まっていたいただければいいかなと思いますけれども」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいですか、それで。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、次に進ませていただきます。この件はそのようにいたします。

続きまして、鳥羽市議会議員定数条例についてを議題といたします。

それでは、事務局、木田次長のほうからご説明をいただきます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。鳥羽市議会議員定数条例というふうに言わせていただいておりますが、先ほどのスケジュール表の真ん中にありますように、いわゆる以前から言っておる、議員定数のことについての議論のことでございます。

あと2年で、次の選挙で改選ということが迫っておりますので、以前からもお話ししておられるように、もし定数を変えるのであれば、選挙の1年前には変更をしておかないと、いろんな意味で遅いんじゃないかなと

いう意見も出ておりました、一般的には、ある程度早い時期に決まっておりますので、来年度春ぐらいには、できれば今年度中に、一定の結論に達する状況になればいいかなと思っております。年度末までの進捗目標が、そのように書かせていただいております、議員定数の議論を深めて、定数変更がもし必要というふうに結論された場合、年度内に鳥羽市議会議員定数条例を改正すると。

議員定数の考え方とかについては、すみません、先ほど配らせていただいております資料の一番最後のほうに、すみません、これもう受け売りで申し訳ございません、古い資料でございますが、全国町村議会、町村のほうですけれども、平成12年に出ておる、こういう意見がございました。意見としては、今も昔も、ある程度同じようなことが言われるかなということで、長所であったり短所であったり、それぞれ出ておりますので、参考にしていただければと思っております。このほかにもいろいろご意見あると思いますので、それぞれご自身の意見を持っていただいて、定数に対してどういうふうにすべきかということ、皆さんでけんけんがくがくやっていたらとよろしいと思いますので、お願いしたいと思います。

これに当たっては、このスケジュール表の6月の部分の真ん中においてある鳥羽市議会基本条例の第17条に、議員定数は別の条例に定める。別の条例というのは、先ほどの言った条例です。第2項に、議員定数の改正に当たっては、行政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮することとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとするというふうにありますので、自分たちだけでお話を、議論するのではなく、外部からの意見も、どういう形で入れるようなことを取ろうというふうになっておりますので、やり方はまた決めていかなければいけないと思いますが、例えばここにあるように、参考人として委員会に呼んでお話を聞かせていただくとか、あとは公聴会という形を取るのか、あとは、いわゆる専門のそういうことをやっている方に、勉強会として、議員皆さんに対して勉強会で話をさせていただくとか、そういう場を持つということにすべきかというふうに思っております。この辺りは、ちょっとまだ今確定というわけではないので、また決めていかなければならないと思いますが。

あとそれと、すみません、先ほどの議員定数減少の長所と短所の前の部分に、県内14市ほか、議員定数の参考資料としまして、簡単なものをつけさせていただいております。上が県内の市の議員定数の現状。議員定数、当然人口とか財政規模が大きければ、人数多いというふうな傾向がありますので、そこら辺も考えて、あまり大きいところと比べても仕方がないのですが、県内ですと、皆さん御存じのとおり、尾鷲市と熊野市が鳥羽市とよく似た人口と、財政規模的にもよく似ているということで、どうであろうかということで、参考にできるのかなと思っております。

あと、鳥羽市が真ん中にありまして、その下に、三重県のほうから明和町、玉城町、紀北町と、これもまた人口が比較的似ている部分とか、そういうところの町の定数を出させていただいて、あとは全国レベルで、あまり北のほうとか南のほうを入れてもどうかと思いましたが、東のほうは千葉県、西のほうは和歌山県まで、参考になるかなと思うような市をピックアップして、資料を作らせていただいております。

人口であったり、あと面積が広ければ、当然その広い範囲に住んでいる方のご意見を聞くということで、ある程度人数も増えてくる部分もあるのかなということもあって、面積もちょっと一応参考に入れさせていただいております。一番大きいのは、やっぱり人口と財政規模かなというふうに思っておりますので、参考にしていただ

ければと思います。この、升目に色塗りしてあるのが、鳥羽市と、それぞれの項目で近い自治体かなというふうに考えております。そういうことで見ていただければ参考になるかなと思って作らせていただきましたので、よろしくをお願いします。

一番、自治体名の隣に、条例改正最終年というのがありますので、結構長いこと触っていない自治体もあれば、つい最近触ったとか、そういう自治体もございますので、そういうこともちょっと参考にとと思います。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局より説明をいただきました。配付資料と今後の検討の在り方について説明をいただきましたが、説明は終わりました。このことについてご意見をいただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

河村副議長。

○河村 孝委員 私の意見としては、この後、政務活動費の話も出てくると思うんで、ざっくり言うと、基本条例を7、8、9のところまででもんで、ある程度9月に意見発表ができる形、読み込んでもらって、そこで基本条例、委員会条例、会議規則全て読むわけですから、それに対して議員定数はどうあるべきかというところの参考にもなってくると思うんで、しっかりそこを読み込んでから、議員定数の議論をさせてもらうのがいいのではないかなと思うので、10月、11月、12月にかけて議員定数を集中的にやると。

当然、議員定数の議論をするときには、歳費や政務活動費はどうするんだという議論にはなると思うんで、そこである程度、12月までに議員定数の議論が出てきて、そこが決まってからでないと、なかなか政務活動費のところも、今の金額でいいのか、今の手引でいいのかという議論もしにくいかなと思うんで、そういう順番で3月まで、だから次の1、2、3にかけて政務活動費をという、取りあえずの流れにしていって。

ただ、これは、議員定数のところというのは、次長説明あったように、選挙の何か月前が最終リミットやったっけ、次長。

(「1年」の声あり)

○河村 孝委員 1年。条例改正は、ぎりぎり1年前じゃなきゃいけないということはないやん。だから……

○木田次長兼議事総務係長 必ず1年前じゃないといけないということは、ないと思います。

○河村 孝委員 なるだけ早くっていう。だから、そこは多少こぼれてもいいし、基本条例についてもそうだと思うんで。

先ほど、さらに行政常任委員長から提案があったように、委員会活動の活発化となると、なかなかこの議員定数と基本条例を9月までに詰めてぎゅっとやるつつうのは、ちょっと無理があらへんかなと思うんで、この3つの関係については、タイムラグをつけながらスケジュールを組んで、そこへ向いて、また行政常任委員会の課題を解決するようなどころも入れていかなあかんので、あまりタイトなスケジュールにしないほうがいいのではないのかなと、僕は個人的には思います。

○坂倉広子委員長 ご意見賜りました。

ほかにございませんでしょうか。

副委員長。

○山本哲也副委員長 ちょっと確認、事務局確認なんですけれども、先ほど河村副議長もおっしゃっていました

けれども、これ例えば、その定数の望ましい、1年ぐらい前が望ましいというのは多分、あまり何の根拠も多分ない感じかなとは思うんですけども、最終的なリミットというのがどこにあるのかという部分と、多分予算の加減も出てくるかなとは思うんで、どうなりそうなところとかという部分で、理想的にここで、最終ここまでには決まっとってほしいとかというところとかというのは、多分また別の話やと思うんで、その辺のところ、さっきも言っとる、ずれの許せる部分と……

(「じゃ、私から、すみません」の声あり)

○坂倉広子委員長 事務局長。

○岩井事務局長 議員定数の話は、2年後から話が始まってきますので、遅くとも選挙の始まる、選挙の半年前の10月、11月には、もう次の年の予算が動いてきますので、遅くともそこまでには決まっていたらいいのかなと思います。

選挙の話も、恐らく2月か3月には説明会、何人という定数の話とかも大っぴらに出て、していく話が出てきますので、遅くともその選挙のある前の年の夏か秋までには必ず決まっていて、そうすると予算も反映してうまくいくのかなと思うところです。

以上です。

○坂倉広子委員長 事務局のほうから説明がありました。という流れだそうですが。

○山本哲也副委員長 その範囲内の、委員会としてゴールを設定してやっていこうということやと思いますんで。

3つプラス常任委員会ってなってくると、タイトなスケジュールになるんじゃないかという意見もありましたんで、その辺はどうしていこうかというところかなと思いますんで、また皆さんのほうからも意見いただきながら、していいのかなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 ご意見賜りました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、この件についてはないようですので、そのようにさせていただきます。時期ですね、この定数を定める時期、予算の関係もございますので。

(「大体皆さんに意見、ちょっといただいてもいいのかなと」の声あり)

○坂倉広子委員長 そうしたら、意見をいただきましょうか。これでいいって締めちゃうよりも、今後の流れですよね。スケジュールを、やはり入れていただかないと。

○山本哲也副委員長 大変そうなのか、それとも、いやいやこれは年度内で行けるん違うかという感覚とか、多分皆さん、いろいろお持ちかなとは思う。

副議長は、この全部年度内やったら、ちょっと厳しいん違うかという意見が今、一つ出てるんですけども、ほかの皆さんは、それとかどうかなというところを、しゃべってもらってもいいかなと。

○坂倉広子委員長 先ほど副委員長から言っていたように、基本条例そして議員定数、そしてこのところですね。スケジュールとして事務局側からの説明もあったように、皆さんの自分に落とし込んでいただかないといけないので、ここでちょっと共通認識を持っていただくためにも、ぜひともご意見をいただきたいと

思います。

奥村委員。

○奥村 敦委員 私、副議長の意見に賛成させていただきます。

まだこれ、初めてのことで、まず最初の一步を出してみないと、どういうことが起こるか分からないので、ある程度、副議長が言ったように、9月、12月、3月というスパンで一応ラインを引いた上で、それでスタートしてから、ちょっとずれ込むことがあるのであれば、そこでまたスケジュールの組み直しをするというのが、僕理想的やと思っているんです。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんでしょうか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 まず、この基本条例、9月という、この辺りでこの3班の意見が、そこまでに班で読み込んだ上で、ここで結論を出したとしても、当然3班の意見を合わせるという過程でどのくらい時間がかかるか、すんなり合うかも分からんし、合いにくい場合もあるかも分からんという、この辺りがちょっと分かりづらいかたと私は思っていますけれども、これがちゃんとやれば、後はできるのかなと僕は思っていますけれども、取りあえずこの3班体制でしっかり基本条例を読み込んで、班の意見というのをまとめるという作業に一生懸命やってほしいな、やるべきかな、そこからスタートかと思います。

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。

この議会基本条例のところの9月のとりあえずのこの目標、進捗目標は、各班の検証結果と改正必要部分の発表・意見交換ということで、多分これ、ここは皆さん、ご理解いただいておりますのかなというふうに思いますんで、まず当面の目標として、この9月のところを目標として進めていくと。持ち寄った結果、改正しようやとかというところが3班とも一緒やったら、それはそのための作業をすればいいでしょうし、変える、変えないが分かれたときは、それをどうしていこうかという話がそこから入ってくるのかなというふうに思いますんで、それをするための材料を9月に皆さんで持ち寄ってやりましょうというところを、まず目標とさせていただきますというふうに思います。

もう一つ確認したいのが、議員定数についても、9月各議員から意見というところを、今回事務局案として書かせていただいているんですけども、ここをどうしようかというところかなというふうに思いますんで、先ほど河村副議長が、これをやった後で、そういう定数とかというのがくっついてくるもんやろうというところをおっしゃっていただいたと思いますんで、ここは今回、議員定数に関しては、もうちょっと後にするのかどうなのかというのを今日決めていただいて、次の委員会に向けての動きを決めていかんと、皆さんでやることばらばらになっていたり、各班の動きも変わってくるかなと思いますんで、皆さんの意見として、この議員定数の部分を、じゃ、どうしようかと。9月に持ち寄るのか、それとも、もうちょっと後でも構へんのかなというところかなというふうに思います。

そのために、今ちょっと事務局にも、最終のケツがいつなんかというのを確認させてもらったところなんですけれども、その辺のご意見。もう、一緒にやったほうがいいんじゃないかという方も、ひょっとしたらみえ

るかなとも思いますし、いやいや、そうじゃないんじゃないのというのものもあるかと思いますが、奥村さんも別でしていったほうが良いということやったと思いますけれども、その辺、ご意見あれば。

○坂倉広子委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 基本的に、やっぱり議会基本条例をしっかりとやるべきやと僕は思うんです。ほんで、今皆さんが言っていた、河村委員とか、一利さんとか言っていたことと同じだと思うんですけども、ここの9月のときに、ある程度意見が出た後に、その後にもんでいくときに、それがスムーズに行けばと思うんですけども、そこがしっかりとやっぱり議論をして、改正すべきところは改正すべきとなったときに、しっかりそこ、議論を僕は優先してすべきかなと思います。

確認ですけれども、その後その議員定数に関しては、これ多分その中でも、いろいろ皆さん勉強会、各班の勉強会の中で意見も出るかと思うんですけども、各議員からそれぞれで定数を提案していただくということでもよろしかったんですね、これ、各議員、個人で。そしたらもう、しっかりとこうやっていく中で、多分考え方がまとまってくると思いますので、それでいいのではないかなというふうに。

最終、結論としては、選挙の半年前のリミットがあると思うんで、ある程度そこは目がけるべきやと私は思いますけれども。そんな意見です。

○坂倉広子委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 基本条例については、この9月までにいろいろ班でやってもらうということでは思うんですけども、この議員定数というのを、今までの定数削減のときでも、やむを得ずという感じの部分が、これまでもあったと思うんですけども、そのときは、各議員で何人がいいかということを重点的にやったような感じだったんですけども、この次長の説明の中で、今まで市民の意見を聴取するための参考人制度とか、こんなことはやったことがないもんで、今回はやっぱり、これもやっぱり平行してやっていかなあかんかなとは思うんですけども、なかなか難しいとは思うんですけども、自分これまで、議員で何人減らしましょうという形の中で、個人の考え方の中で、1人減らしとかということがあったと思うんですけども、その辺りをどうするかということなんで、これも時間かかるかなと思いますけれども。

まず、取りあえず基本条例、9月ある程度意見集約して、その後この議員定数ということであれば、この参考人制度とかというのも、やっぱり聞くべきかなとは思いますが。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

(「前委員長は」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員、いかがでございましょうか。

○戸上 健委員 基本的に、河村さんも提案をされて、皆さんの提案に僕は賛成です。そういうスケジュールでいいというふうに思います。

議員定数問題を審議する場合に、先ほども議員報酬と……

(「政務調査費」の声あり)

○戸上 健委員 政務活動費、それも同じようにということでしたけれども、議員報酬を審議する場合は、報酬審議会を発足させて、それで開いて、そのの答申も受けなければならないというふうに思うんです。そうなる、二、三か月それがかかっていくんじゃないかというふうに思いますもんで、その辺りのスケジュールも見込

んで、出発点をどこにするかということを決める必要が、僕はあるというふうに思います。

それから確認は、今3班体制、これは確認されましたけれども、じゃ、その3班が全ての条項を議論するのか、それとも条項を分けんのかということも、まだ決まっておられませんもんで、そこを今日、もうそこを決めて、そしてそれぞれの班ですぐに動いてくださいという、6、7、8やな、7、8がメインになるというふうに思うんですけども、何回もこれ、各班会を開く必要があるというふうに思うんです。最初に議会基本条例をつくる場合でも、委員会を十何回開いとるはずなんですわ。そやもんで、もうその各班は、直ちにそれぞれ着手していかんなんのではないかというふうに僕も思います。

そやもんで、瀬崎さんから、全部、各班は全条項をやるべきだという意見も出ました。僕もそれに賛成です。そのほうがいいというふうに思います。全部やっぱり、各班がそれを視野に入れて、やって、そして議会の重要性を認識できたら、河村さんがおっしゃったように、今の定数14を維持すんのか、増やすのか、もっと減らして尾鷲並みに10人でええというふうにすんのか、ということになるかというふうに思うんです。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

全条項を全員でということでご意見いただきましたが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

それでは、次に進ませていただきます。

続きまして、政務活動費の手引についてを議題といたします。

事務局のほうから説明をいたさせます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 先ほどからも、政務活動費のことについては、ちょっと河村委員のほうからもお話をいただいておって、金額的な問題部分、議論あるべきやという話をいただいておるわけですけども、今回すみません、私どもでここへ書かせていただいた分については、政務活動費の手引の中で、要はどういうものに支払うことができるかという部分で、時代にそぐわない、本当は今の時代には、こういうものにも支払いを当てはめてもいいんじゃないかというふうな部分を触っていきたいということで、その部分の意見を出していただいて、検討していきたいという。

これも、各自随時意見いただいて、委員会に「こういう意見が出ておりますが、いかがですか」というふうなことで、かけさせていただくと。あくまで手引ということで、条例とかそういう形のところにはなっておりませんので、ここで話し合って、皆さんでオーケーであれば、該当していくかなと思います。もちろん、ここで放送されて、市民の方、ほかの方にも分かるような形でやりますので、それぞれの方にご理解が得られるような形での話し合いにならなければいけないというふうのは、当たり前のことかと思うんですけども、そういう部分を1年かけて進めて、来年度の政務活動費の使用のときには、こういうものにも使えるよという状態をつくっていききたい、そういうことで上げさせていただいております。

今年、それで改正、改正というか直して行って、来年もうやらないというんじゃないくて、それはもう、随時考えていくことであっていいのかなと思います。そういうことで上げさせていただきました。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局のほうより、政務活動費の手引の見直しについての説明がございました。この説明は終わりました。

このことについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

河村副議長。

○河村 孝委員 次長の説明も一理あると思うんです、手引に関しては。ただ、手引も膨大なところがあるんですよ。ずっと読んでいますと、分かりにくいところであったり、それこそ私個人的には、コピー機のリースなんていうのは、議員さん誰もやっていないところなんで、そこは購入に関しての案分ができないかとか、タブレット購入時の案分はできないかとか、そこはもう、議論を深めていくためには、それも他市ではどういうふうに扱っているかということも調べなきゃなんないし、この手引を読むだけでも、また大変なんですよ。

だから、そういうものを随時触っておれるかといったら、そうじゃなくて、やっぱり短期で集中して、読み込んで、意見を出し合ったほうが、僕はよりよい議論になると思うんで、先ほど提案させてもらったように、議員定数のある程度の意見が出尽くして、そのスタンスにおいて、政務活動費の総額と手引を一緒に見直すほうが、より効果的ではないのかなということ、先ほど提案させていただきましたので、皆さんの意見をお願いいたします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

というご意見をいただきましたので、もう少し皆様にご意見をいただきたいと思います。

世古委員、どうですか。

(「何か、目を合わせてくれませんか」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、戸上委員、いかがでしょうか。

政務活動費の手引についてなんですが、河村副議長が言われたように、同じように議員定数と政務活動費はひっついてくるのではないかということで、その、いわゆる決めるとき、膨大の政務活動費の手引も、ちょっと資料としては厚いもんですから、しっかりそれを読み込んでやる時期があると思いますので、スケジュールがいっぱいになってくるとどうなのかということなんで、ご意見を賜りたいと思います。

○戸上 健委員 議員定数と……ああ、ごめん、その前に、議員定数の増減については、増か、現状維持か、減ということだと思いますけれども、事務局からのこの文書もありますけれども、市民からすると、やっぱり何で議員定数を減らせというのは、鳥羽市の財政状況から言うて、もっと減らしたほうが良いというようなことだというふうに思うんですよ。そうすると、それも市民の、市民世論の一つですから、僕ら無視するわけにはいかんというふうに思います。

議会全体で使つとる議会費の中で、議員歳費の問題、じゃ、どうするのか。それから、定数を削減すれば、それだけ減りますけれども、じゃ、その減った分は政務活動費として回すのか、プラスして回すのか、そのほうが議員の活動量というのが増えるじゃないかというような議論になっていくというふうに思うんですよ。そういう議論も含めて、全体で議論をして、じゃ、その中で政務活動費はどういう議論が必要なのか、金額の議論が必要、それから使途の明細の確認の議論が必要ということになっていくというふうに思うんです。それを整理して、そしてみんなで検討していくというふうになるんじゃないかというふうに思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。河村副議長が言われたのと同じ考えというふうに、理解させていた

だきます。

○戸上 健委員 そうです。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

山本副委員長。

○山本哲也副委員長 河村副議長も戸上委員も、おっしゃることは分かるんですけども、僕は結構、ここの政務活動費の手引のところに関しては、こういういろいろな皆さんも毎年毎年、政務活動費を使っていくに当たって、多分これには使えへんのかなとか、いろいろ多分活動していく中であると思うんですよ。そういうところで、僕がそもそも疑問を持って、見直しそろそろ要るんじゃないかなというところを、今回上げさせてもらっているんですけども、多分そういう材料を、事務局的には多分欲しいんかと思うんです。これは当てはまるのか、当てはまらないのか。それで、そういうのを集めて、テーブルにどんと、こういう意見がありましたけれどもというところでしたいただければ、僕はいいのかなというふうに思うので、多分事務局が随時意見が欲しいというのは、多分そういうことやと思うんですよ。

なんで、多分皆さんが使っていく中で、例えばサブスクとか、いろんなやり方があるようなやつとかは当てはまらんのかなとかというやつも、それを、じゃ、表記するか表記しないかとかというあれになるのかなとは思って、多分そういう判断材料というか、そういう素材、議員が何にどう使おうとしとるかというのを知りたいところはあるかなと思うんで、そういうのがどんどん、僕は事務局に随時意見として提出していくのは、僕はいいのかなというふうに思うんですよ。

それで、集まったやつを、じゃ、皆さんで、じゃ、これはどうしましょう、いや、これはあかんやろ、これはええんやろとかというような話が、そのテーブルでどんと、同じテーブルでできればいいのかなというふうには思うんで、僕はこれ随時、事務局に相談というか、そういう意見、これは政務活動費で使えるのかどうなのかというのは、出してあげてもいいのかなというふうに思うんですけどもね。

なんで、折衷案的な感じ、やる時期は、それは後で、後のほうがいいとは思ってんですけども、それをするまでの間に、意見とか案というのは、事務局にどんどん出しておいてもいいんじゃないかということです。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 副委員長、折衷案を出してくれたのは、多分さっきから言うてる、僕が言うてるタイムスケジュールを基本とするけれども、今からでもそこは受け付けますよと、手引のところに関しては。総トータルで政務活動費全体の問題は、最後に出た案で、みんなでぎゅっともみましようよということであれば、何ら変わりはないと思うんで。ただ、今からでも、手引のことに関してはここに言っていただいて、事務局に言っていただいても受け付けますよということであれば、全然問題はないんじゃないのかなというふうに思いますけれども、ただ、あくまでも議員定数をしっかり練ってから、最終的な結論を出しましょうよというところが担保されれば、問題はないと思いますけれども。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ということで、皆様にはご意見をいただいたということで、これ以上のご意見というのは出

尽くしたということですので、ご協議いただく案件は以上でございます。

それでは、これをもちまして議会改革推進特別委員会を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時02分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年6月18日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子